

事業名		福岡県若年者専修学校等技能習得資金貸与事業	事業主体：行橋市	
貸与要件	対象者	1. 中学校、義務教育学校、高等学校若しくは中等教育学校の新規卒業者（中等教育学校の前期課程を修了した者を含む） 2. 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を中退した者		
	対象学校	1. 専修学校 ① 専門課程（修業年限1年以上2年未満のものに限る） ② 高等課程（修業年限1年以上） ※ 修業年限2年以上の学科については技能重視の学科のみ実施。 ③ 一般課程（修業年限1年以上） 2. 各種学校（修業年限1年以上） ※ 職業に必要な技術・技能の習得を目的とした学科に限る。		
	収入基準（1～4のいずれかに該当）	1. 生活保護法に基づく保護を受けている世帯 2. 地方税法の規定により市町村民税が非課税とされている世帯 3. 地方税法の規定により市町村民税が減免されている世帯 4. 世帯の収入が生活保護基準額の1.5倍以下の世帯		
貸与単価		1. 修学資金（月額） ① 専門課程 53,000円 ② その他課程等 30,000円 2. 入校支度金 100,000円		
申請時期		令和6年4月1日から令和6年4月30日まで		
申請先		行橋市役所地域福祉課管理係（東棟2階） TEL 0930-25-1111（内線1213）		
貸与利息		無利子	貸与期間	在学期間（留年不可）
貸与方法		金融機関振込み		
貸与次期		1. 修学資金 8月（4月～7月分）、12月（8月～11月分）、4月（12月～3月分） 2. 入校支度金 5月頃を予定		
連帯保証人		1人（申請者が未成年者のときは親権者又は後見人）		
返還期間		在学期間の3倍以内の期間以内（ただし、原則最長12年以内）		
返還方法		月賦、半年賦、年賦、その他1年以内の割賦		
返還免除		1. 資金の貸与を受けた者が、死亡したとき 2. 資金の貸与を受けた者が、精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、技能習得資金を返還することができなくなったとき		
返還猶予		1. 火災又は傷病等により返還期日までに返還することが困難と認められるとき 2. 高等学校、専修学校若しくは大学等に在学するとき		
お問合せ先		1. 貸与相談や申請等について：上記『申請先』 2. 制度について：福岡県福祉労働部労働局 職業能力開発課技能振興係 TEL 092-643-3603		